

取 扱 基 準

名 称	新潟市バス停上屋等整備事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	バス交通の利便性の向上や高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を推進するため、民間主導により実施する意欲のある取組に対し対象経費の一部を補助金交付するもの。
目 標	数値化□ 非数値化■
	バス待ち環境の充実を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 補助事業者からの実績報告書等により補助事業の遂行状況を確認する。
補助事業者	補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します ただし、補助事業者が個人の場合、情報の公表は行いません。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	用地費を除いた、補助対象事業に要する経費（委託料、原材料費、工事請負費、開発費等）のほか、市長が必要と認めた経費とする。ただし、既存施設の修繕費、撤去費、補助事業完了後の当該事業にかかる維持管理にかかる経費は含めないものとする。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において交付するものとする。 バス情報案内システム整備事業 上限額 400万円 バス停上屋整備事業 上限額 400万円 バス停ベンチ整備事業 上限額 25万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和4年 12月1日
評価の時期	令和6年 9月30日
終 期	令和7年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 補助事業者（個人を除く）は、新潟市からの補助を受けて事業を実施した旨を記載する。
	[媒体] 事業を広報するためのホームページ、現場での表示など
担当部署	都市政策部 都市交通政策課 新交通推進室 電 話 025-226-2753 E-mail kotsu@city.niigata.lg.jp